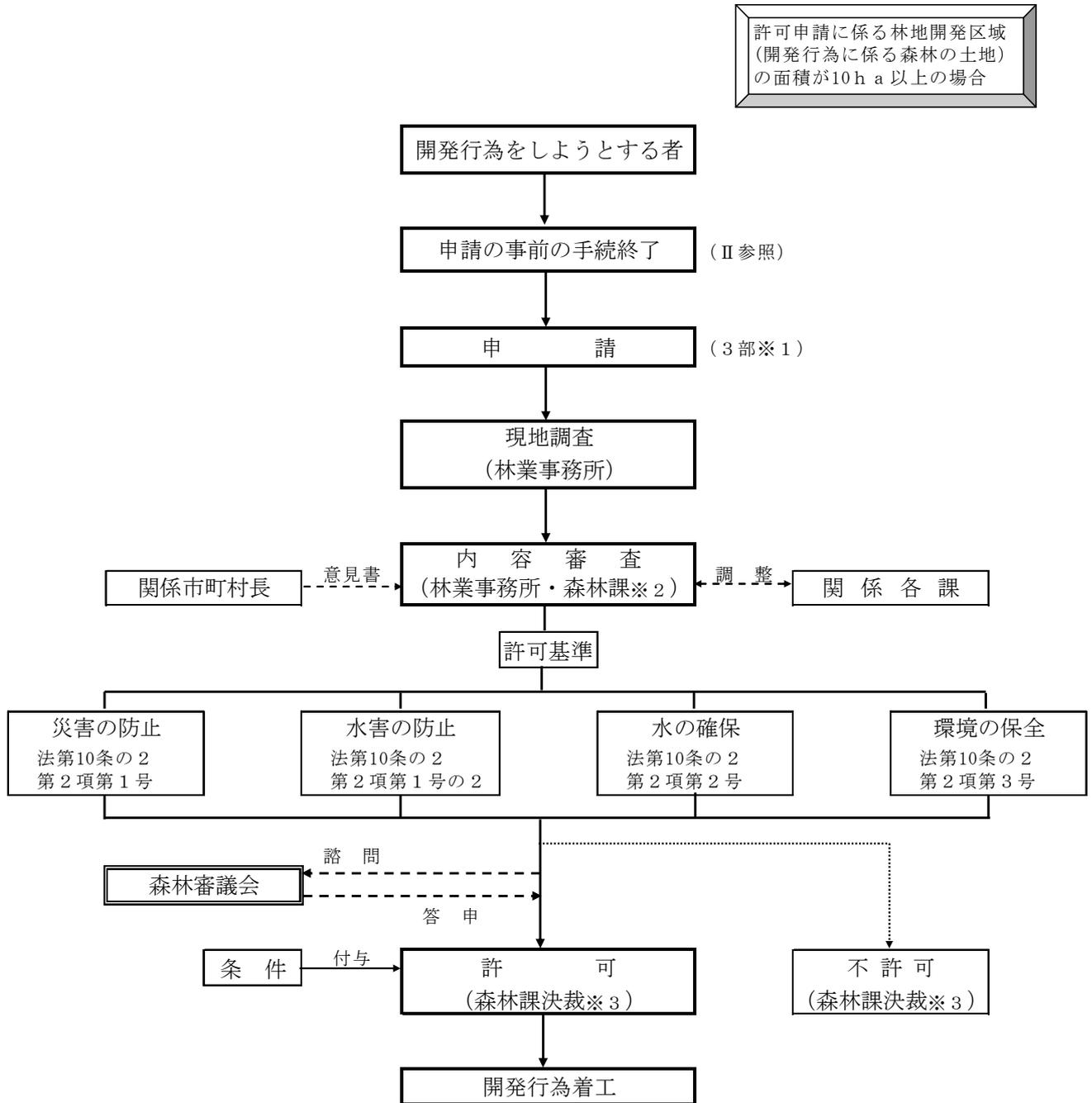


### Ⅲ 申請から許可まで

#### 第1 総括的事項

##### 1 申請から許可までのながれ



許可申請に係る林地開発区域（開発行為に係る森林の土地）の面積が10ヘクタール未満の場合は、上記※1～3は以下のとおりとなります。

- ※1（提出部数） 3部 → 2部
- ※2（内容審査） 林業事務所・森林課 → 林業事務所
- ※3（許可・不許可の決裁） 森林課決裁 → 林業事務所決裁

## 2 申請書等

「Ⅲ 第2 許可申請（連絡調整）に必要な図書（P 3 1）」を参照してください。

## 3 提出先

- (1) 申請書等の提出先は、許可申請に係る林地開発区域を所管区域とする林業事務所(支所) (P 1 7 0参照) です。
- (2) 許可申請に係る林地開発区域が二以上の林業事務所(支所)の所管区域にわたる場合は、当該林地開発区域のうち最も広い区域を所管区域とする林業事務所(支所)へ提出してください。

## 4 提出部数

- (1) 許可申請に係る林地開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合の提出部数は、正本1部(森林課)・副本(正本の写し)2部(林業事務所(支所)・市町村)の合計3部です。
- (2) 許可申請に係る林地開発区域の面積が10ヘクタール未満の場合の提出部数は、正本1部(林業事務所(支所))・副本(正本の写し)1部(市町村)の合計2部です。
- (3) 許可申請に係る林地開発区域が二以上の市町村又は林業事務所(支所)の所管区域にわたる場合は、(1)又は(2)の部数に含まれない市町村又は林業事務所(支所)の数を加えた部数とします。

## 5 提出時期

- (1) 行政指導指針第6条に規定する林地開発行為事前協議終了通知書を受けた後とします。  
なお、他の法令等による事前協議制度がある開発行為にあつては、原則として当該協議終了後とします。
- (2) 林地開発許可を審議する森林審議会は、偶数月の末頃に開催されており、原則として開催月の前々月の末日までの申請を審議の対象としています。

## 6 書類の追加

- (1) 審査上及び関係諸機関との協議・調整上、必要書類の追加提出を求めることがあります。
- (2) 申請後、許可を受けるまでの間に、事業区域内の土地の分合筆、権利移転、事業計画の変更等により申請書の変更が必要となった場合は、関係する書類及び図面を提出してください。

## 7 申請書等の整理の仕方

- (1) 申請書等のサイズは、原則A4判とし、設計図書等は、屏風折りにしてください。
- (2) 申請書等は、「Ⅲ 第2 許可申請（連絡調整）に必要な図書」（P 3 1）の番号順に付番し、一つの番号で二葉以上となる場合の図書については、枝番号を付け、表題部にそれぞれ明示してください。
- (3) 申請書等には目次を付け、番号、書類名、図面名、縮尺等を記載してください。

## 8 林地開発許可制度で使われる用語の意味

(1) 林地開発許可制度で使われる用語相互間の関係は、次表のとおりです。

計画 土地の区分	土地の利用計画						
	残置森林 (15年生超え)	残置森林 (15年生以下)	造成森林	造成緑地	その他	その他	その他
A 事業区域内 の森林	A1	A2	A3	A4	A5	A5	A5
B 農地	/	/	B3	B4	B5	B5	B5
B 宅地							
B その他							
C=A+B+・・・+B 事業区域	C1=A1	C2=A2	C3=A3+B3	C4=A4+B4	C5=A5+B5	C5=A5+B5	C5=A5+B5
	C=C1+C2+C3+C4+C5+C5+・・・+C5						

(2) 用語の意味は、次のとおりです。

ア A (事業区域内の森林)

事業区域内に存在する森林 (地域森林計画対象民有林) のこと。

イ B (森林以外の土地)

事業区域内の農地、宅地などの森林以外の土地のこと。

(地域森林計画の対象とならない森林が存在する場合は「その他」に含む。)

ウ C (事業区域)

事業を行う区域全体のこと。(主たる目的となる他法令の許認可の区域と原則同一。地域森林計画対象民有林以外の土地は、形質変更を行わず、かつ、他法令の許認可の対象となっていない場合は事業区域に入りません。)

エ A3+A4+A5 (開発行為に係る森林=「林地開発区域」)

事業区域内の森林の内、直接形質変更する部分 (残置森林以外の部分)

オ A1+A2 (残置森林)

事業区域内の森林の内、開発行為に係る森林を除いた残存する森林のこと。

その内、林齢が15年生を超える森林は、残置森林率としてカウントできるA1とし、15年生以下の若齢林をA2とします。

カ A3+B3 (造成森林)

いったん土地を形質変更した後に、新たに樹木を植栽し造成する森林のこと。植栽は、高木性樹木の苗木によることを原則とし、苗木の樹高に見合う植栽密度とします。

その内、開発行為に係る森林を形質変更した後に、造成森林とする区域をA3とし、事業区域内の森林以外の土地を造成森林とする区域をB3とします。

キ A4+B4 (造成緑地)

いったん土地を形質変更した後に、造成森林以外の緑化 (草本等) を行う区域のこと。

その内、開発行為に係る森林を形質変更した後に、造成緑地とする区域をA4とし、事業区域内の森林以外の土地を造成緑地とする区域をB4とします。

ク A5+B5 (その他の土地)

(ア) 森林又は農地等で、土地を形質変更した後に転用利用する土地のこと。

(イ) ゴルフ場造成の場合は、ホール、調節池 (HWL以下の森林部分)、クラブハウス (管

- 理棟を含む。) 、駐車場、道路等に係る土地のこと。  
 (ウ) 住宅団地の造成の場合は、住宅用地、調節池、公共用地、道路等に係る土地のこと。  
 (エ) 砂利・岩石・土採取の場合は、調節池、プラント用地、管理棟用地等に係る土地のこと。

※ 森林率の算定に当たり、開発行為の目的が住宅団地の場合は、次に掲げるものを含めることができます。

- (ア) 公園、緑地、広場  
 (イ) 隣棟間緑地、コモン・ガーデン（集合住宅等で共有地であり、その管理体制〔管理組合の設置等〕が土地分譲の時点から明確に位置付けられている緑地。）  
 (ウ) 緑地帯（歩道等において、緑地部が点在でなく带状に明確に設置されているもの。）  
 緑道（ほぼ全面に樹木が植栽され、その間を縫うように利用する歩行者専用道路。）  
 (エ) 法面緑地（道路法面及び外周法面の緑地等。調節池についてはHWLより上部。）  
 (オ) その他上記に類するもの

### (3) 残置森林率

残置森林率の（ ）は、市町村の水源条例の適用事業及び保安林と一体として開発しようとする場合の基準

開発行為の目的	対象とするもの	残置森林率
別荘地の造成	林齢が15年生を超えるもの	$A1 \div A \times 100 \geq 60\%$ (70%)
ゴルフ場の造成	同上	$A1 \div A \times 100 \geq 40\%$ (60%)
宿泊施設、レジャー施設の設置	同上	$A1 \div A \times 100 \geq 40\%$ (70%)
太陽光発電設備の設置	同上	$A1 \div A \times 100 \geq 15\%$ (25%)

### (4) 森林率

森林率の（ ）は、市町村の水源条例の適用事業及び保安林と一体として開発しようとする場合の基準

開発行為の目的	対象とするもの	森林率
土石等の採掘	森林及び緑地	$(A1+A2+A3+A4) \div A \times 100 \div 100\%$ (100%)
別荘地の造成	森林	$(A1+A2+A3) \div A \times 100 \geq 50\%$ (70%)
ゴルフ場の造成	同上	$(A1+A2+A3) \div A \times 100 \geq 50\%$ (70%)
宿泊施設、レジャー施設の設置	同上	$(A1+A2+A3) \div A \times 100 \geq 50\%$ (70%)
工場、事業場の設置	同上	$(A1+A2+A3) \div A \times 100 \geq 25\%$ (35%)
太陽光発電設備の設置	同上	$(A1+A2+A3) \div A \times 100 \geq 25\%$ (35%)
住宅団地の造成	森林及び緑地	$(A1+A2+C3+C4) \div A \times 100 \geq 20\%$ (30%)

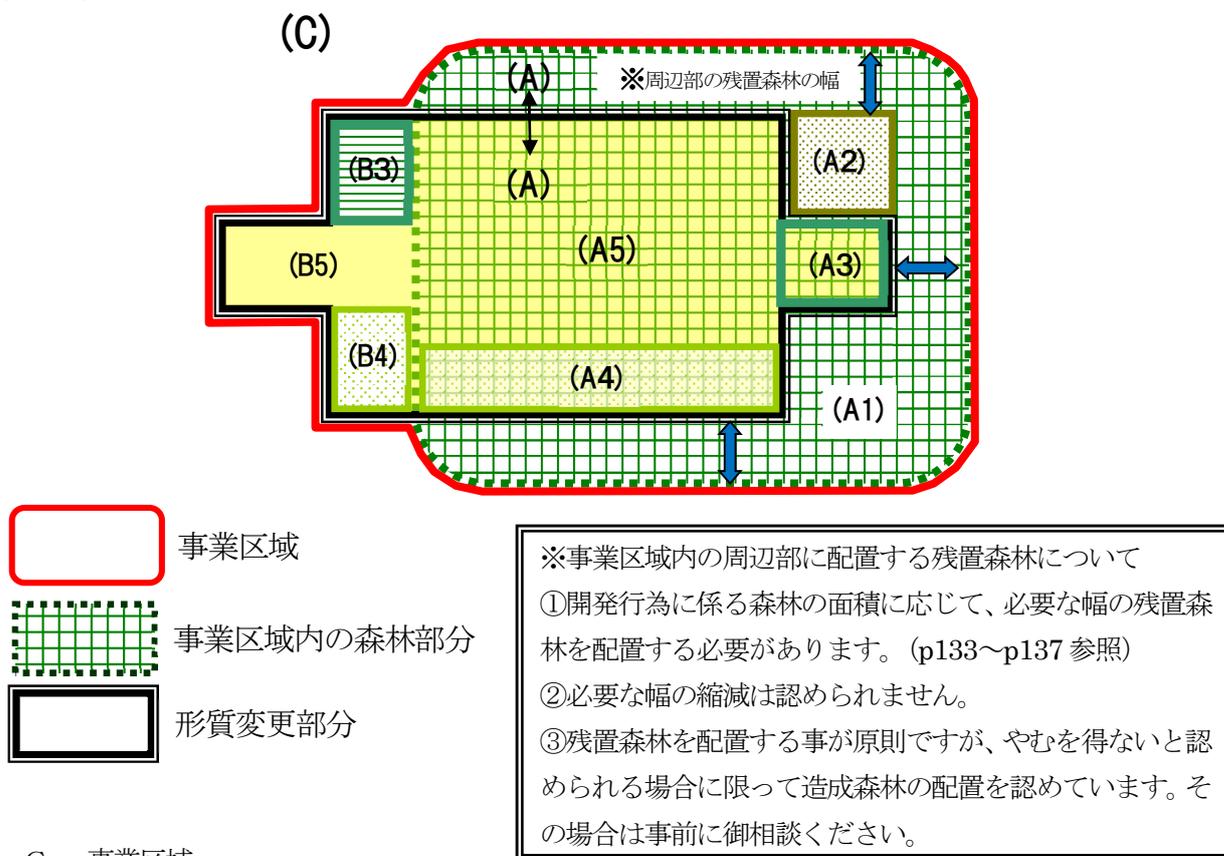
(注1) 土石等の採掘（砂利・岩石・土採取、残土埋立て、廃棄物最終処分場等）は、森林又は緑地に復元することが求められるため、森林率は原則として100%になる。

(注2)開発行為の目的ごとの具体的な施設等は次のとおり (P133 表 5 参照)

宿泊施設、レジャー施設の設置：ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊のように供する付帯施設(リゾートマンション、コンドミニアム等所有者が複数となる建築物を含む)、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設等

工場・事業場の設置：製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設、学校教育施設、病院、発電設備(太陽光発電設備を除く)等、廃棄物処理施設、テニスコート・野球場・ゴルフ練習場(ゴルフ場と一体となった練習場を除く)等の単一目的のスポーツ・レジャー施設等

(5) 参考



C：事業区域

A：事業区域内の森林(地域森林計画対象民有林)

A1：残置森林(形質変更せずそのまま残す森林で15年生を超える部分)

A2：残置森林(形質変更せずそのまま残す森林で15年生以下の部分)

A3：造成森林(森林を形質変更後、森林として造成する部分)

A4：造成緑地(森林を形質変更後、森林造成以外の緑化を行う部分)

A5：事業区域内の森林(A)のうち形質変更後に森林・緑地以外となる部分

B3：造成森林(森林以外の土地を形質変更後、森林として造成する部分)

B4：造成緑地(森林以外の土地を形質変更後、森林造成以外の緑化を行う部分)

B5：森林以外の土地のうち形質変更後に森林・緑地以外となる部分

(6) 開発行為に係る道路の取扱いについて

開発行為に係る道路の区分は、次のとおりです。

区 分	定 義	事業区域の取扱い
① 進入道路	事業区域内の道路施設の一部として事業主が管理するもの	含める
② 接続道路	進入道路と接続する公道又は私道で、事業計画の目的達成のために必要な幅員を有するもの。 ア 既設道路の場合 (ア) 幅員等の構造が事業計画に支障を及ぼさないものであり、かつ、地元の市町村、住民等からの指導・要望等による拡幅等の整備を図るもの。 (イ) 現状のままで進入道路に接続するもの。 イ 新設道路の場合 (ア) 事業主が施行するもの。 (イ) 市町村等が施行するもの。	含めない  含めない  含める 含めない
③ 付替道路	既設道路を付け替えるもの。	②と同様
④ 仮設道路	仮設の道路	含める

(7) 事業区域内の赤道の取扱いについて

事業区域内のいわゆる赤道は原則として事業区域面積に含めませんが、形質変更する場合、進入道路等として利用する場合、赤道の払い下げを受ける場合等、それぞれの事例により取り扱いが異なる場合がありますので御相談ください。

なお、土石の採取等を行う場合は「公共用財産生産物採取許可」が、その他は「占用許可」等の手続が必要となる場合がありますので、管理する市町村等に御相談ください。

(8) 造成協力地について

他事業で造成協力地（事業区域に隣接した土地の協力を得て、安全確保などのため、一体の土地造成を図るもの）として扱われる区域の林地開発許可制度上の扱いについては、現地の実態を踏まえて判断しますので、あらかじめ御相談ください。

(9) 造成森林について

異なる樹高の苗木を混植する場合の植栽密度は、以下の算定式（樹高別の植栽本数に下表に示す植栽時樹高別係数を掛けた合計値が 10,000/ha 以上になる。）を満たすこと。

$$\text{算定式} : N1 \times 4.0 + N2 \times 5.0 + N3 \times 6.7 + N4 \times 10.0 + N5 \times 11.2 + N6 \times 14.3 + N7 \times 20.0 \\ \geq 10,000 \times \text{植栽面積}(\text{ha})$$

植栽時 樹 高	1m 未満	1m 以上 2m 未満	2m 以上 3m 未満	3m 以上 4m 未満	4m 以上 5m 未満	5m 以上 7m 未満	7m 以上
植栽本数(本)	N1	N2	N3	N4	N5	N6	N7
係 数	4.0	5.0	6.7	10.0	11.2	14.3	20.0

## 9 林地開発許可における分譲用地内の森林等の取扱い方針

- この取扱い方針は、林地開発許可における許可基準の適用に当たり、分譲用地内に確保される残置森林等の取扱いについて定めるものです。  
なお、賃貸型（賃貸住宅・貸別荘等）及び自己用の用途に供する用地造成については、本方針の適用外とします。
- 分譲用地内に確保される残置森林等は、下表の要件の範囲内で、その面積を「残置森林率」・「森林率」の算定に含めて差し支えないものとします。  
（1）基準により確保される残置森林等は、地元市町村への帰属管理を原則としますが、必要と認められる場合には、本方針を適用するものとします。  
（2）下表に掲げる用途別用地以外の分譲用地造成については、下表に準じて取り扱うものとします。
- 当該森林等は、「森林の配置」の適用における「林帯」として取り扱うものとして差し支えありません。

残置森林率又は森林率の（ ）は、市町村の水源条例の適用事業の基準

開発行為の用途	住宅（定住型）		工事・事業場用地（分譲型）	企業保養所等（分譲型）	住宅（非定住型）	
	戸建住宅	共同住宅			共同住宅（リゾートマンション等）	戸建別荘
適用基準	「住宅団地」 森林率 20% (30%) (造成緑地を含む)	「住宅団地」 森林率 20% (30%) (造成緑地を含む)	「工事・事業場」 森林率 25% (35%)	「宿泊・レジャー施設」 残置森林率 40% 森林率 50% (70%)	「宿泊・レジャー施設」 残置森林率 40% 森林率 50% (70%)	「別荘」 残置森林率 60% (70%)
分譲用地内の森林等の形態等	戸建住宅用地内の森林・緑地については、森林率及び林帯として取り扱わない。ただし、線引きされた都市計画区域内の開発で、他法令、条例等に基づく市町村との協定により、維持管理等が担保される宅地内緑地は、森林率に算入することができる。	緑地とは、「隣棟間緑地」等の庭園・芝地で緑化された区域とする。	森林については、幅 10メートル以上の林帯として確保されることが望ましい。	森林については、幅 10メートル以上の残置森林として確保されることが望ましい。		
森林率等に算定できる面積	宅地 1 区画区域面積の 10%以内を原則とする。	特に定めない。	分譲用地の区画面積 (C5) の 20%以内を原則とする。	分譲用地の区域面積 (C5) の 25%以内を原則とする。	分譲用地の区域面積 (C5) の 25%以内を原則とする。	分譲用地の区域面積 (C5) の 25%以内を原則とする。

開発行為の用途	住宅（定住型）		工事・事業場用地（分譲型）	企業保養所等（分譲型）	住宅（非定住型）	
	戸建住宅	共同住宅			共同住宅（リゾートマンション等）	戸建別荘
計画上の留意点	森林率に算入する戸建住宅の宅地内緑地は、0.3メートル以上の樹木による生垣緑化を原則とする。（「林地開発許可審査基準第2章第5の表9の造成森林の植栽本数の基準は適用しない。」）		当該用地内に配置された森林等（算定に取り扱うもの）は、土地利用計画平面図等において配置及び内容が確認できるものとし、その実面積を算定するものとする。 また、図示された森林等は、用地内であるものが判別できるものとする。			
森林等の保全に係る具体的な担保要件	<p>当該用地内に配置された森林等が適正に保全管理されることが確認できる（十分な担保性が認められる。）ことを必要要件とする。その具体的内容として、以下のうち、①及び②の事項の他に2つ以上の該当事項の適用・実施の確認がされることを原則とする。</p> <p>※（ ）内は、該当する用地区分</p> <p>① 残置森林等保全管理の計画書<b>必須</b></p> <p>② 売買契約の条項に担保内容を明記<b>必須</b></p> <p>③ 工場立地法（工業用地）</p> <p>④ 千葉県自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定及び緑化協定（協定の対象となるすべての用地）</p> <p>⑤ リゾート開発事業の適正誘導に関する指導要綱に基づく環境緑化保全協定（指導要綱の適用を受けるすべての用地）</p> <p>⑥ 建築基準法に基づく建築協定（建売りされる用地）</p> <p>⑦ 都市緑地法に基づく市町村長との協定（すべての用地）</p> <p>⑧ 市町村の条例に基づく市町村長との協定（すべての用地）</p> <p>⑨ その他の森林の保全管理に関する市町村長等との協定（すべての用地）</p> <p>⑩ 入居者全員で組織する管理組合等による管理（すべての用地）</p> <p>⑪ 事業者の設立した管理会社等への委託管理（すべての用地）</p> <p>⑫ その他法令等に基づく森林等の保全（すべての用地）</p>					

備考

- 1 当該森林等は、完了確認調査の際には、その出来形が確認できるよう施行されたものであること。  
また、その森林等の範囲を確定した境界杭が、設置されていること。
- 2 「森林率等に算定できる面積」は、森林率等に加算できる比率を定めたものであり、それ以上の森林等の配置（確保）を妨げるものではありません。（ただし、土地利用計画上の森林等として扱わないこと。）
- 3 算定限度(比率)は、用地面積（C5：森林以外の土地も含む。）に対して定めたものであり、森林率等の算定には、分譲用地面積（C5）のうち事業区域内の森林（A5）に係る森林等の面積のみを加算できるものとします。
- 4 森林を保安林に指定する場合は、森林率等の算定についてその限度を定めないこととします。
- 5 担保方法のうち「② 売買契約の条項に担保内容を明記する」については、「(1) 用地内の「開発不可区域」の面積(数字)を明示(平面図も添付)する。」・「(2) 他人に譲渡する場合は、(1)の基準を遵守するようその契約条項に明記する。」等の内容を契約条項に明記することとします。

## 10 林地開発許可制度と文化財保護法に基づく埋蔵文化財の調査に係る取扱いについて

- (1) 森林法第10条の2第1項の規定による林地開発許可の対象となる事業計画について、文化財保護法に基づく埋蔵文化財の調査が実施される場合は、あらかじめ埋蔵文化財調査主体者が林地開発許可関係機関に事前協議を行うものとします。
- (2) 森林法に基づく林地開発許可等に係る埋蔵文化財に関して、その適正な調査方法及び必要となる手続き等について、以下のとおり定めるものとします。
  - ア 「林地開発行為予定地における埋蔵文化財調査の取扱い方針」 (別紙1のとおり)
  - イ 「林地開発許可に係る埋蔵文化財調査の事務処理フロー図」 (別紙2のとおり)

## 林地開発行為予定地における埋蔵文化財調査の取扱い方針

この取扱い方針は、森林法第10条の2の規定による林地開発許可に係る事業計画（1ヘクタールを超える地域森林計画対象民有林の開発）区域内における、埋蔵文化財の適正な調査方法及び必要となる手続きを明確にするものである。

区分	調査目的	調査方法	条件	時期	調査前に必要な手続き等
(現地調査) 試掘	・埋蔵文化財の有無を確認するための調査	・事業区域内において、地形等の状況を判断し、面積が4㎡以内のグリッドで、区域面積の1%以内を発掘する。 ※備考1	① 樹木の伐採は行わない。 ② 作業は、人力により行う。 ③ 調査後は、原則として埋め戻しを行う。	・事業計画について、林務担当と協議開始後 ※備考2	・なし
確認調査	・遺跡の性格・内容を確認し、遺跡保存の資料を得るための調査  ・埋蔵文化財が確認された場合に、本調査を実施する範囲を確定するための調査	・埋蔵文化財の確認された区域内において、原則として面積が4㎡以内のグリッド等で一次調査を行い、必要に応じて二次調査まで行う。 ① 区域面積の4%以内の発掘調査を『一次調査』とする。 ② 区域面積の4%を超える発掘調査を『二次調査』とする。 (二次調査は、遺跡の性格・地域性などにより、遺跡捕捉率の必要性が求められる場合等に実施する。)	① 調査範囲は残置森林予定地以外の区域に限定する。 ② 発掘・測量作業における支障木の伐採は必要最小限とし、上層木の伐採は原則として行わない。※備考3 ③ 作業は、人力により行う。 ④ 調査後は、必要に応じて埋め戻し・植栽を行う。 ⑤ 上記①～④は、『一次調査』に適用する。『二次調査』については・本調査欄の条件(①・②)を適用する。	・事業計画について、林務担当と協議が行われ土地利用計画等の調整終了後	・『一次調査前』※備考4 調査内容について、林業事務所(支所)と協議する。(調査計画の資料提出) 必要に応じて、森林法に基づく伐採の届出(伐採届出書の受理) ・『二次調査前』※備考5 森林法に基づく林地開発許可
本調査	・埋蔵文化財を記録保存するための調査	・確認調査によって確定した区域の全面について調査を行う。	① 調査範囲は、林地開発許可における残置森林予定地以外の区域とする。 ② 発掘調査に伴う残土等は、残置森林予定地以外の区域に処分する。	・事業計画について、林地開発許可処分後	・森林法に基づく林地開発許可

## 備考

- 取扱い方針の適用範囲は当該森林区域内とし、「区域面積」とは調査区域内の森林区域面積とする。
- 開発行為に係る森林の面積が10ヘクタール以上の事業計画は、森林課及び林業事務所(支所)との協議開始後とする。また、開発行為に係る森林の面積が10ヘクタール未満の事業計画は、林業事務所(支所)との協議開始後とする。
- 測量杭、グリッド等の設置は、樹木の保存を優先し適宜回避する。
- 確認調査の『一次調査』を行うに際して、調査主体者(文化財センター又は調査会等)は、事前に林業事務所(支所)に協議する。(土地利用計画等の調査状況の確認・「位置図、調査区域図、調査計画概要説明書」の提出・伐採届の必要性)
- 確認調査の『二次調査』及び本調査を行うに際して、調査主体者は、事業者に交付される「林地開発行為許可通知書」により確認する。
- 上記の調査方法・条件等による施行が困難となり、かつ、やむを得ないと判断される事業の取扱いについては、森林課と文化財課が協議の上、個々に定めるものとする。

林地開発許可に係る埋蔵文化財調査の事務処理フロー図

